

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年1月5日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	鳥取県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=247576

執行機関名 鳥取県知事

ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する事務であって、規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1 第4の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する事務であって、規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	鳥取県高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 第1条

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その <u>生活の安定と向上</u> のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成機関は、一定期間のカリキュラムを受講する必要があり、母子家庭の経済的自立に効果が高いものであるが、受講に際してその期間中の生活の不安から意欲はあってもそこで足踏みせざるを得ない状況にあることから、受講に際してその期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供することが必要である。また、父子家庭においても、所得の状況や、就業の状況などから母子家庭と同様の困難を抱える家庭がある。 そこで、 <u>母子家庭の母又は父子家庭の父</u> の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することにより、 <u>生活の負担の軽減</u> を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		鳥取県高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 2 号	鳥取県高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 第7条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第123号)第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び同法第31条の10第1項に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金の受給者の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 2 号イ	鳥取県高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 第7条(1)ア(ア) 鳥取県高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 第9情(1)イ(ア)c
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 2 号ロ	鳥取県高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 第9条(1)イ(ア)b
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 3 号	鳥取県高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 第7条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の算定に係る事実についての審査に関する事務	高等職業訓練促進給付金受給者の現況の届出に基づく給付金の算定に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 3 号	鳥取県高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 第9条(1)イ(ア)c
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
備考		